



# 鳥取県公報

平成 27 年 2 月 17 日 (火)  
第 8 6 7 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (93) (経済産業総室) . . . . . 2  
土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (94・95) (農地・水保全課) . . . . . 2
- ◇ 調達公告 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (雇用人材総室) . . . . . 2  
一般競争入札の実施 (物品契約課) . . . . . 4

## 告 示

### 鳥取県告示第93号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県ウラジオストックビジネスサポートセンター運営事業公募型プロポーザル審査会	鳥取県ウラジオストックビジネスサポートセンター運営事業の受託業者の選定に関する事項	平成27年2月17日から 同年3月31日まで	経済産業総室

### 鳥取県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、稲光井手土地改良区の定款の変更を平成27年2月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、五本松土地改良区の定款の変更を平成27年2月10日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成27年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取県中小企業労働相談所運営業務
- (2) 業務内容

主な業務の内容は、次のとおりとする。なお、詳細は、別に示す実施要領による。

#### ア 労働雇用相談支援業務

県下3地区に相談所を設置し、労使双方からの労働及び雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員

により助言、情報提供等を行うとともに、労働及び雇用に関する情報を広く発信し、労使関係の安定及び適切な労務管理の実施を支援する。

イ 労働教育推進業務

基本的な労働関係法令等の学習機会を提供し、適宜の情報提供を通じて労使間の紛争の予防を図る。

ウ 労務管理改善助言業務

(ア) 社会保険労務士を労務管理アドバイザーとして事業所に派遣すること等により、使用者に対して適切な労務管理及び働きやすい職場づくりに向けた助言、各種助成制度の紹介等を行う。

(イ) 事業所、労働組合等が実施する働きやすい職場づくりに向けた社内研修等に講師を派遣して、労使双方に働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を図る。

(3) 委託期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 予算額 90,315千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 県内に本店、支店等の事業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成27年2月17日（火）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年4月1日から業務を開始できる者であること。

3 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査では、実施要領に示すところにより参加者を順位付けるものとし、最も上位の順位となった者を、最優秀提案者として選定する。

4 手続等

(1) 実施要領の交付

実施要領は、平成27年2月17日（火）から同年3月6日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=153356>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成27年2月17日（火）から同年3月6日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室

電話 0857-26-7224

ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyoujinzai@pref.tottori.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領に示すところにより、企画提案書等を作成し、持参し、又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展と明記すること。）によること。

イ 提出部数

## 4 部

## ウ 提出場所

(1)のイに同じ。

## エ 提出期間及び提出時間

平成27年2月17日（火）から同年3月6日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、送付による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

## (3) 質問の受付

## ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

## イ 提出場所

(1)のイに同じ。

## ウ 提出期間及び提出時間

平成27年2月17日（火）から同月27日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午後8時30分から午後5時15分までとする。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

## 5 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、3により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

なお、鳥取県議会平成27年2月定例会においてこの業務に係る予算が否決されたときは、契約を締結しない。

## 6 その他

- (1) 2に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案者等の書類は、返却しない。
- (4) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達件名及び数量

平成27年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき205,900部 12回発行

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

入札説明書による。

## (4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が印刷類の一般印刷であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年3月3日（火）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成27年2月17日（火）から同年3月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続

(1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県未来づくり推進局広報課広報担当

電話 0857-26-7840

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成27年2月17日（火）から同年3月10日（火）までの間に、インターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichoutatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年2月17日（火）から同年3月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年3月23日（月）午前11時から同月27日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期

間は、同月 25 日（水）午後 5 時までとする。）

イ 開札日時

平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 1 時

ウ 場所

(1) に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成 27 年 3 月 10 日（火）午後 5 時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムにより提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムにより提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札者は、(2)の事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例と定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した物品に係る平成27年度予算が成立しなかったときは、開札は行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of “Tottori Kensei Dayori” (Prefectural newsletter) , 205,900 copies 12 times issue
- (2) March 10, 2015 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 27, 2015 Noon : Time-limit for submission of tenders  
March 25, 2015 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contracts and Supplies Office Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433